

## 枚方市規則第 19 号

### 枚方市税条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市税条例施行規則（昭和50年枚方市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「第16条第1項」を「第16条」に、「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「。以下この条及び第16条第2項」を「。以下この条」に、「（以下この条及び第16条第2項」を「（以下この条及び第16条の2第1項」に、「第16条第2項及び第16条の2第2項」を「同項及び第16条の3第2項」に改める。

第13条中「年度（第16条第3項」を「年度（第16条の2第2項」に、「第16条第3項及び第16条の2第3項」を「同項及び第16条の3第3項」に改める。

第16条の見出しを「（被災減免対象税額が基準に満たない場合等の市民税の減免の特例）」に改め、同条第1項中「規定を適用する」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第16条の2第2項及び第3項中「規定を適用する」を削り、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

（被災日又は減免申請の日以後に納期がない場合の固定資産税の減免の特例）

第16条の2 第12条第1項又は第3項の場合において、被災減免対象税額がないときは、当該納税義務者に対して被災年度分の固定資産税の4分の1に相当する額を被災減免対象税額とみなし、同条の規定の例により、被災年度の翌年度において軽減し、又は免除する。

2 第13条の場合において、被災減免対象税額がないときは、当該納税義務者に対して被災年度分の固定資産税の4分の1に相当する額を被災減免対象税額とみなし、同条の規定の例により、被災年度の翌年度において免除する。

附 則 [令和5年3月31日公布]

この規則は、公布の日から施行する。